

# I 庶務関係

## 各書類提出期限一覧

提出先: 東青教育事務所  
〒038-0031 青森市大字三内丸山198-4 青森県運転免許センター 2階  
TEL 017-764-0766(総務課) FAX 017-764-6727

提出書類名		提出期限	説明
◆ 例年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願	4月1日	本年度の前渡資金取扱者を報告(異動がない場合も提出)
2	主任等発令・多学年担当一覧	4月14日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	学級担任一覧	〃	学級担任手当支給のため、本年度の担当者を報告
5	赴任旅費請求書	4月21日	定期異動による赴任者分を提出(新採用者も含む)
6	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
7	期末勤勉手当除算期間調査書(6月期)	5月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
8	現金受領額B報告書(6月期末勤勉手当用)	6月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
9	児童手当現況届	6月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	諸手当に係る現況届(扶養手当等)	7月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
11	寒冷地手当世帯等区分届出書(年度初回分)	10月上旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
12	期末勤勉手当除算期間調査書(12月期)	10月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
13	現金受領額B報告書(12月期末勤勉手当用)	11月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
14	年末調整関係 各控除申告書(本年分)	11月上旬	所得税の年末調整のために提出
15	〃 扶養控除等(異動)申告書(翌年分)	12月中旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
16	扶養親族状況調査書	3月中旬	扶養手当の受給者は、扶養親族の翌年度の状況確認のために提出
◆ 例月 ◆			
1	現金受領額B報告書(給与分)	給与事務年間予定表参照のこと(別途通知)	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書(特殊勤務手当、時間外勤務手当)		1か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書・出勤簿の写し		1か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	介護休暇簿・出勤簿の写し		
5	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(本年分)、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に(本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り)提出
3	通勤・住居手当報告書(学校長が認定する手当)		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の受給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の受給要件に変更が生じたときに提出
7	主任等発令・変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	学級担任一覧変更		学級担任に変更が生じたときに提出
10	児童手当認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
11	児童手当額改定認定請求書・額改定届		当該手当の受給額が増減する事実が生じたときに提出
12	児童手当受給事由消滅届		当該手当の受給要件を欠くに至ったときに提出
13	児童手当氏名・住所等変更届		当該手当の受給者に変更が生じたときに提出
14	給与等の口座振込(変更)申出書		4月2日、5月1日、11月2日
15	旅費相手方登録入力(依頼)票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に事務所に連絡の上、提出(電算職員)

16	相手方登録入力（依頼）票	速やかに	給与及び旅費の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限にかかわらず事務所に確認の上、提出（臨時講師等）
----	--------------	------	---

- ◆詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。
- ◆各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

# 給与・旅費に係る事務の留意点

## 1 給与関係

### (1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

### (2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、4月、5月、11月の年3回とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、相手方登録入力（依頼）票の提出が必要となる。）※給与の振込口座と旅費の振込口座が同一の場合であっても、旅費相手方登録入力（依頼）票の提出も忘れずに行うこと。
  - イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月
  - ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）
- ※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

### (3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。
- イ 前渡資金口座は、返納する場合を除き、当日中に精算し、口座残高を0円とすること。
- ウ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。
- エ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。
- オ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後に入金となる場合があるの

で注意すること。)

#### (4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

##### ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）

##### イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

#### (5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

##### ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

##### イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

##### ウ 現金受領額B報告書

- ・前月給与時と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄としないこと。
- ・支給区分、記入者は忘れずに記入すること。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所の担当者へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

#### <給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 住居手当認定マニュアル
- 通勤手当認定マニュアル
- 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
- 青森県職員児童手当事務取扱要領…教育事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）

## 2 旅 費 関 係

### (1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

### (2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないように注意すること。

### (3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 旅費請求書は、旅費請求総括票に記載されている順番に並べること。
- ウ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- エ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、旅費相手方登録入力（依頼）票に、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- オ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の21日前までに事務所に到着するよう提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり → 振替日〇月〇日」等）
- キ 令和8年度から旅費制度が改正となるので、注意するとともに、不明な点は東青教育事務所に問い合わせること。

### (4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

#### <旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

# 学校事務指導訪問

## 1 目的

県費に係る給与・旅費及び学務関係の事務処理の適正化を図るため、訪問により関係書類の確認をするもの。

## 2 訪問時期

原則として6月から10月までの期間とする。

## 3 令和8年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

## 4 確認書類

次に掲げる書類を中心に必要事項を確認する。

### (1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 現金受領額B報告書の学校控え及び関係書類
- エ 特殊勤務手当支給整理簿
- オ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- カ 時間外勤務命令票
- キ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- ク 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- コ 給与支給明細書
- サ 諸手当受給状況等一覧

### (2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

### (3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替え等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

## Ⅱ 学務関係

### 令和8年度学級編制について

#### 1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	
	小学校	中学校
単式学級	35	第1学年 35 第2・3学年 40
2個学年複式学級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8(4)
	第1学年の児童を含まない場合	16(8)
特別支援学級 (※2)	8	8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、( )内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

#### 2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の全学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

## 令和8年度小・中学校教職員配置基準

- 1 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準による。

### 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

#### (1) 校長

1校に1人とする。

#### (2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

- ③ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

#### (3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

#### (4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
- ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
- イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- ③ 27学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

- ① 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が1, 500人以下の共同調理場に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が1, 501人以上6, 000人以下の共同調理場に2人とする。
  - ウ 児童及び生徒の数が6, 001人以上の共同調理場に3人とする。
- ② 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
  - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
  - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
  - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- ③ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- ④ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

(1) 校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

(2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
<b>教員数</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>15</b>	<b>17</b>
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
<b>教員数</b>	<b>18</b>	<b>19</b>	<b>20</b>	<b>22</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>27</b>	<b>29</b>	<b>30</b>	<b>32</b>
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
<b>教員数</b>	<b>33</b>	<b>35</b>	<b>36</b>	<b>37</b>	<b>39</b>	<b>40</b>	<b>42</b>	<b>43</b>	<b>45</b>	<b>47</b>
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
<b>教員数</b>	<b>48</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>53</b>	<b>53</b>	<b>54</b>	<b>55</b>	<b>57</b>	<b>58</b>	<b>60</b>

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- ④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

### (3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- ⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。  
ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

### (4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- ③ 21学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- ⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

### (5) 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

## 2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

### (1) ①小学校

1学級増につき教諭又は講師を1人とする。

### ②中学校

1学級増につき教諭又は講師を、上記3中学校(2)①の基準により1人又は2人とする。

- (2) 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

## 3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学級規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記3によらない教職員の配置をすることができるものとする。

## 令和8年度学校・職員等一覧表

### 1 学校数

校種	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	10	2	1	1	2	16
中学校	9	1	1	1	2	14
計	19	3	2	2	4	30

### 2 複式学級を有する学校

校種	学校数 a	うち複式学級を有する学校数 b	b/a (%)
小学校	16	7	43.8
中学校	14	2	14.3
計	30	9	30.0

### 3 学校規模

校種	学級数	1～3	4～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	小学校	学校数	1	3	6	5	1	0
中学校	学級数	1～2	3～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	3	6	4	0	0	1	14

### 4 教職員数（現員）（R8.4.1現在）

校種	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	栄養士	計
小学校	16	17	156	14	14	1	1	219
中学校	11	14	140	10	11	2	0	188
計	27	31	296	24	25	3	1	407

### 5 児童・生徒数（8年度学級編制届出時）

校種	区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	学級数	117	12	13	5	7	154
	児童数	1,937	150	189	34	41	2,351
中学校	学級数	69	5	8	5	5	92
	生徒数	1,175	94	118	26	20	1,433
計	学級数	186	17	21	10	12	246
	児童・生徒数	3,112	244	307	60	61	3,784

### 6 特別支援学級

校種	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	15	48	226
中学校	12	31	88
計	27	79	314

7 学校一覧（令和8年度学級編制届出時）

【小学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	児 童 数
1 第一田名部			13 (2)	277 (13)
2 第二田名部			17 (5)	366 (31)
3 第三田名部			14 (5)	209 (24)
4 関 根		○	6 (2)	35 (4)
5 大 平			16 (4)	343 (24)
6 大 湊		○	7 (2)	61 (7)
7 苫 生			22 (8)	432 (45)
8 川 内	1		8 (2)	66 (7)
9 大 畑			10 (4)	140 (20)
10 脇 野 沢	2	○	4 (2)	8 (2)
<b>む つ 市 計</b>			<b>117 (36)</b>	<b>1,937 (177)</b>
1 大 間 準			8 (2)	137 (12)
2 奥 戸	1	○	4 (1)	13 (1)
<b>大 間 町 計</b>			<b>12 (3)</b>	<b>150 (13)</b>
1 東 通			13 (6)	189 (33)
<b>東 通 村 計</b>			<b>13 (6)</b>	<b>189 (33)</b>
1 風 間 浦	1	○	5 (1)	34 (1)
<b>風 間 浦 村 計</b>			<b>5 (1)</b>	<b>34 (1)</b>
1 佐 井	1	○	6 (2)	39 (2)
2 牛 滝	4		1	2
<b>佐 井 村 計</b>			<b>7 (2)</b>	<b>41 (2)</b>
<b>合 計</b>		<b>6</b>	<b>154 (48)</b>	<b>2,351 (226)</b>

【中学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	生 徒 数
1 田 名 部			26 (8)	595 (37)
2 む つ			8 (2)	153 (6)
3 関 根			5 (2)	23 (3)
4 近 川	1		2 (1)	3 (1)
5 大 湊			5 (2)	46 (3)
6 大 平			11 (4)	208 (15)
7 川 内	1		4 (1)	36 (3)
8 大 畑			6 (2)	105 (2)
9 脇 野 沢	2	○	2	6
<b>む つ 市 計</b>			<b>69 (22)</b>	<b>1,175 (70)</b>
1 大 間 準			5 (2)	94 (2)
<b>大 間 町 計</b>			<b>5 (2)</b>	<b>94 (2)</b>
1 東 通			8 (3)	118 (12)
<b>東 通 村 計</b>			<b>8 (3)</b>	<b>118 (12)</b>
1 風 間 浦	1		5 (2)	26 (2)
<b>風 間 浦 村 計</b>			<b>5 (2)</b>	<b>26 (2)</b>
1 佐 井	1	○	4 (2)	19 (2)
2 牛 滝	4		1	1
<b>佐 井 村 計</b>			<b>5 (2)</b>	<b>20 (2)</b>
<b>合 計</b>		<b>2</b>	<b>92 (31)</b>	<b>1,433 (88)</b>

[注]

- 1 へき地級：数字は当該学校の級地を示し、「準」は準へき地学校である。
- 2 学級数及び児童・生徒数：令和8年度学級編制届出時(R8.3.2)における数であり、( )内の数字は特別支援教育に係る学級数及び児童・生徒数の再掲である。
- 3 独立校・併置校：管内小・中学校の独立校・併置校の内訳は、次のとおりである。

	独立校	併置校	計
小学校	13	3	16
中学校	11	3	14
計	24	6	30

# 学務事務提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員(→校長)	校長(→市町村教委)	市町村教委(→教育事務所)	
1	特別休暇(出産)	産前 産後 産求	病気休暇・特別休暇簿・証明書等	校長(→市町村教委)	市町村教委(→教育事務所)	勤規12・18 取規7
			育児休業承認請求書・証明書	育児休業等内申書	育児休業等内申書	
2	育児休業	期間延長	養育状況変更届	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等内申書	育法5、育法5 育規4
		失効・取消	子が死亡した、職員の子でなくなつた、子を養育しなくなつた等	育児休業承認請求書	育児休業等内申書	育法10、育規5
3	育児短時間勤務	部分休業	育児短時間勤務承認請求書・証明書	部分休業承認請求書・証明書	承認の写し(校長→事務所)	育法19、育規8
		願	子が小学校就学の始期に達するまで	病気休暇・特別休暇簿	病気休暇について(副申)	取規11 取規3
3	結核性疾患	期間延長	結核性疾患精密検査証明書	結核性疾患経過報告書	病気休暇について(副申)	取規11 取規3
		経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規6 取規4
3	精神性疾患	出勤	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書	出勤報告書	取規5
		願	180日以内	病気休暇・特別休暇簿	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患観察報告書	取規11 取規7
3	精神性疾患	期間延長	病気休暇・特別休暇簿	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患観察報告書	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患観察報告書の写し	取規7
		経過報告	承認権者の定めるところにより提出	経過報告書 精神性疾患経過報告書	経過報告書 精神性疾患経過報告書の写し	取規4
3	上記以外の傷病	出勤	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書の写し	取規5
		願	90日以内(高血圧等は180日以内)	病気休暇・特別休暇簿	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患経過観察報告書の写し	取規11・取規7 技基6-4
4	休職	期間延長	病気休暇・特別休暇簿	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患経過観察報告書の写し	病気休暇(90日を超える場合は副申)・精神性疾患経過観察報告書の写し	取規11・取規7
		経過報告	承認権者の定めるところにより提出	経過報告書	経過報告書	取規4
4	休職	出勤	病状報告書・精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規4
		願	3年以内	休職願 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	取規5
4	休職	期間延長	休職願 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	取規5
		経過報告	90日毎に提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
4	休職	復職	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	取規5
		復職	30日前までに提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 職員の出勤報告書の写し	取規5

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員(→校長)	校長(→市町村教委)	市町村教委(→教育事務所)	
精神性疾患	願	3年以内	休職願 精神性疾患精密検査証明書	職員の休職について(副申) 精神性疾患観察報告書	県費負担教職員の休職について(内申) 精神性疾患観察報告書	分条4・5 取規3・10
	期間延長		休職期間延長願 精神性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長について(副申) 精神性疾患観察報告書	県費負担教職員の休職期間延長について(内申) 精神性疾患観察報告書	取規6・10
	経過報告	90日毎に提出(休職期間延長・復職手続 さと重なる場合は不要)	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4・10
	復職	30日前までに提出	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の復職について(副申) 精神性疾患経過観察報告書	県費負担教職員の復職について(内申) 精神性疾患経過観察報告書	取規5・10
	願	3年以内		休職願・精密検査証明書	職員の休職について(副申) 校長の場合、 休職願(副)を 添付する	取規6-4 の不在・不在 11 の不在・不在
上記以外の 傷病	期間延長		〃	職員の休職期間の延長について(副申)	県費負担教職員の休職期間延長について(内申)	勤規11・取規10
	経過報告	90日毎に提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
復職	職	30日前までに提出	病状報告書・精密検査証明書	職員の復職について(副申)	県費負担教職員の復職について(内申)	取規5
5 介護休暇	請求・期間延長・ 期間短縮(取消)	一の要介護状態ごとに3回を超えず、かつ、 通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内において必要と認められる期間	介護休暇の指定期間申出書 介護休暇簿(証明書等添付) ※取消の場合は、休暇簿の裏面に取消期間、理由等を記入し押印	休暇報告書 勤務時間割振り表(取消の場合は不要)	休暇報告書	勤規14、19 取規7
6 介護時間	請求・取消	一の要介護状態ごとに、連続する3年の範囲内(介護休暇の指定期間を除く。)において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	介護時間に係る休暇簿(証明書等添付) ※取消の場合は、休暇簿の裏面に取消期間、理由等を記入し押印	休暇報告書 勤務時間割振り表(取消の場合は不要)	休暇報告書	勤規14、19 取規7
7 職員の事故等			願末書・過去3年間分以上の運転記録証明書・見取図・必要により示談書・診断書等・事故証明書写し	事故報告書	職員の事故報告	技基14 服規28
8 履歴事項の異動	氏名・本籍 学歴・免許 現住所・その他		履歴事項異動届・戸籍抄本 ・卒業証明書 ・免許状の写し	一般の鑑	履歴事項異動届報告書	服規27
9 退職	普通		履歴事項異動届・証明書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	服規6
	勲		辞職願・履歴書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	〃
	定年		死亡診断書(写し) 履歴書 戸籍謄本(原本)	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	定条2
	死亡		退職手当請求書・履歴書 再就職に関する申立書 退職所得に関する申告書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	退条
	退職手当			一般の鑑 直接下北教育事務所へ提出		

注1 市町村教委への提出に当たっては、職員より提出された書類の写しを添付すること。また、教育事務所への提出に当たっては、学校長より提出された書類の写しを添付すること。

注2 育児休業、退職及び退職関係の添付書類は原本を教育事務所提出すること。(出生届出済証明書等写しを可としている書類は除く。)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
・職員給与に関する条例  
・職員の定年等に関する条例  
・職員の分限に関する手続及び効果についての条例  
・職員の退職手当に関する条例  
・職員の退職時間、休日及び休暇(人事委員会規則13-8)の勤規

・〇〇市町村立小学校及び中学校の職員の勤務等に関する規程案  
・地方公務員の育児休業等に関する法律  
・職員の育児休業等に関する条例  
・学校職員の退職及び休業に関する取扱規則  
・学校職員の育児休業に関する規則